

司法書士による

# 民事信託 生前対策 基本セミナー

参加  
無料

事前  
予約制



ご夫婦・親子での  
ご参加も歓迎です!



認知症 対策

相続 対策

空き家 対策

などに活用できます。

日時

令和5年 **10月7日** 土 10:00~11:30  
(9:30から受付開始)

場所

**アクティ奈良**  
6階スタンダードルーム

ご予約

**0742-81-8050**

※受付時間:平日9時~17時

定員

**30名**(先着順)

民事信託・遺言についての  
詳細は裏面をご覧ください。

テーマ

民事信託・遺言を活用した生前対策の基本

講師

奈良県司法書士会  
生前対策業務推進委員会 委員



以下のチェックに当てはまる方は  
ぜひご相談ください。

- 最近、ご家族の物忘れが気になり始めた
- 認知症になったときの「お金」の問題が不安
- 老人ホームに入ったら自宅・実家は空き家になる
- 所有している財産の多くが不動産である
- 相続で家族がもめるのを防ぎたい

何  
も  
対  
策  
を  
し  
な  
い  
と  
…

**!** 銀行口座が凍結され、  
介護・生活費用が払えなくなる!

**!** 自宅や収益不動産の  
管理や修繕、売却ができない!

**!** 遺産の分け方で争いとなり、  
家族がバラバラに…!

これらの  
トラブルは **認知症** になってからでは **対策できません!**

同  
時  
開  
催

司法書士  
による

## 民事信託・遺言に関する無料相談会



民事信託・遺言等を活用した生前対策についての相談会を同日の  
午後開催しますので、司法書士への個別の相談を希望される方  
は無料相談会をご予約の上ご利用ください。

10/7(土) **12:30~15:40** 1組につき40分  
(先着順・事前予約制)

相談開始時間「①12:30~ ②13:20~ ③14:10~ ④15:00~」

セミナー・相談会の  
ご予約はこちら

**0742-81-8050**

【受付時間】平日9時~17時 / 参加・相談無料 / 事前予約制



奈良県司法書士会

〒630-8325 奈良市西木辻町320-5

# 民事信託

高齡社会の安心をサポートする新たなしくみ

民事信託では、信頼できる家族に財産を託し、本人に代わって管理・処分ができるように契約を交わします。予め民事信託契約を締結しておくことで、もし認知症になってしまっても、自分の思いが反映された財産の管理や引き継ぎができます。

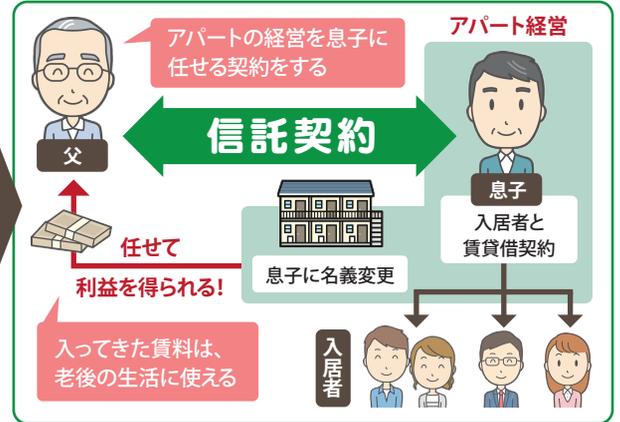
## 例1 収益アパートの管理

父 そろそろ、アパート経営を息子に任せたいな。

息子 賃借人との契約や、もっと大きな建て替え、売却は、父さんでなければできないよ。

父 そうなのか。何か方法はないのかな。

息子 「民事信託」という方法があるらしいよ。



## 例2 子どものいない夫婦

おじちゃん、おばちゃん、私にできることがあれば言ってね!

夫の姪

夫 夫婦二人だけの人生も満喫したね。

妻 これからの生活、姪っ子だけが頼りだね。

夫 私の財産を夫婦二人のために管理してもらって、お礼として姪っ子に残す方法はあるのかな。私が先に死んだら、姪は妻の相続人じゃないし...

妻 「民事信託」という方法があるらしいわよ。



その他、こんな場合に民事信託が使えます!

- ✓ 障がいのある子の将来の財産管理
- ✓ 再婚した妻と前妻の子との財産問題
- ✓ 代々承継してほしい不動産がある
- ✓ 物忘れがひどくなり財産管理が不安
- ✓ 高齢になり詐欺にあうのが心配
- ✓ 婚姻関係にない方への財産承継

# 遺言書の作成

円満な相続を実現させるために

遺言書を作成すれば、財産を渡す相手を事前に決めておくことができます。

遺言書を作成した方がいい典型的な事例

### お世話になった人に財産を遺したい

内縁の妻や同性婚のパートナーは法律上の配偶者として認められず、相続権がありません。



### 子がないご夫婦

相続人が配偶者と自分の兄弟や甥姪となる場合は、交流がない場合も多いため、遺産分割協議を行うのが大変です。



### 相続人の中に認知症や行方不明の人がいる

その人の代わりとなる成年後見人や不在者財産管理人を家庭裁判所に選任してもらわないと、遺産分割協議をすることができません。



今回の相談会に参加できない方は、常設の相談会をご利用ください。詳しくはホームページをご覧ください。



9 奈良県内のヶ所で開催!! 奈良県司法書士会の無料相談会



<https://narashihou.or.jp/>

- 県内9ヶ所において、司法書士が無料相談に応じます。
- 司法書士法に定める司法書士業務に関する相談に限ります。
- 相談会場によって開催日時や予約先などが異なります。ホームページにてご確認ください、ご予約の上お越しください。